

用地調査等業務共通仕様書の一部改正について

改正後 (R1.10 改正)	現 行
<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条 [略]</b></p> <p><b>第2条 用語の定義</b></p> <p>(1)～(42) [略]</p> <p>(43) 「立竹木要領」とは、中央用地対策連絡協議会（以下「中央用対」という。）が定める立竹木調査算定要領（案）をいう。</p> <p>この場合において、立竹木要領第1条中「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（以下「基準細則」という。）第5及び第22」とあるのは「運用方針第5及び第23」と、第8条中「細則第22第2項」とあるのは「運用方針第23第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(44) 「改葬等要領」とは、中央用対が定める改葬の補償及び祭し料調査算定要領（案）をいう。</p> <p>この場合において、改葬等要領第1条及び第7条中「基準細則第19」とあるのは「運用方針第20」と、第1条中「基準細則第20」とあるのは「運用方針第21」と読み替えるものとする。</p> <p>(45) 「土地利用履歴要領」とは、中央用対が定める土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領（案）をいう。</p> <p>この場合において、土地利用履歴要領第8条中「事務所長」とあるのは「事業所（農林水産省組織規則（平成13年農林水産省令第1号）に定める事務所及び事業所をいう。）の長」と読み替えるものとする。</p> <p>(46) 「建物要領」とは、中央用対が定める建物移転料算定要領（案）をいう。</p> <p>この場合において、建物要領第1条及び別記曳家移転料算定要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と、「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</p> <p>(47) 「機械設備要領」とは、中央用対が定める機械設備調査算定要領（案）をいう。</p> <p>この場合において、機械設備要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</p> <p>(48) 「附帯工作物要領」とは、中央用対が定める附帯工作物調査算定要領（案）をいう。</p> <p>この場合において、附帯工作物要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</p> <p>(49) 「石綿要領」とは、中央用対が定める石綿調査算定要領（案）をいう。</p> <p>この場合において、石綿要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</p> <p>(50) 「動産要領」とは、中央用対が定める動産移転料調査算定要領（案）をいう。</p> <p>この場合において、動産要領第1条中「基準細則」とあるのは「運用方針」と読み替えるものとする。</p> <p>(51) 「地盤変動要領」とは、中央用対が定める地盤変動影響調査算定要領をいう。</p> <p>この場合において、地盤変動要領第1条中「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領（昭和61年5月2日付け中央用対発第4号）」とあるのは「国営土地改良事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」と、第27条中「公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）第37条」とあるのは「土地改良補償要綱第35条（移転雑費）」と読み替えるものとする。</p> <p><b>第3条 [略]</b></p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p><b>第1条 [略]</b></p> <p><b>第2条 用語の定義</b></p> <p>(1)～(42) [略]</p> <p><b>[新設]</b></p> <p><b>[新設]</b></p> <p><b>[新設]</b></p> <p><b>[新設]</b></p> <p><b>[新設]</b></p> <p><b>[新設]</b></p> <p><b>[新設]</b></p> <p><b>[新設]</b></p> <p><b>[新設]</b></p> <p><b>[新設]</b></p> <p><b>[新設]</b></p> <p><b>[新設]</b></p> <p><b>[新設]</b></p> <p><b>[新設]</b></p> <p><b>[新設]</b></p> <p><b>[新設]</b></p> <p><b>第3条 [略]</b></p>

改正後 (R1.10 改正)	現 行
<p><b>第4条 用地調査等業務の区分</b>  (1)～(3) [略]  (4) 立竹木等は、「別記1」建物等区分表の表3により庭木等、用材林<del>[削除]</del>、薪炭林<del>[削除]</del>、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）、立毛（農作物）及びその他の立木に区分する。</p> <p><b>第5条 ～ 第40条 [略]</b></p> <p><b>第41条 作業計画書</b>  受注者は、契約締結後15日以内に共通仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に、<b>作業</b>計画書を作成し、調査職員に協議し提出しなければならない。</p> <p>2 <b>作業</b>計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。[以降、略]  3 受注者は、<b>作業</b>計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にした上で、その都度調査職員に変更<b>作業</b>計画書を提出しなければならない。  4 受注者は、調査職員が指示した事項については、更に詳細な<b>作業</b>計画に係る資料を提出しなければならない。  5 受注者は、第1項の<b>作業</b>計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。</p> <p><b>第42条 ～ 第44条 [略]</b></p> <p><b>第46条 建物等の計測</b>  建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。  ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。</p> <p>2～3 [略]  4 立竹木の計測単位は、<b>立竹木要領</b>によるものとする。  (1) <del>[削除]</del>  (2) <del>[削除]</del></p> <p>5 <del>[削除]</del>立毛（農作物）か植え込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）<b>まで</b>とする。</p> <p><b>第47条 ～ 第55条 [略]</b></p> <p><b>第56条 墓地管理者等の調査</b>  墓地管理者等の調査は、<b>改葬等要領</b>により行うものとする。  <del>[削除]</del></p>	<p><b>第4条 用地調査等業務の区分</b>  (1)～(3) [略]  (4) 立竹木等は、「別記1」建物等区分表の表3により庭木等、用材林 <b>立木</b>、薪炭林 <b>立木</b>、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）、立毛（農作物）及びその他の立木に区分する。</p> <p><b>第5条 ～ 第40条 [略]</b></p> <p><b>第41条 業務計画書</b>  受注者は、契約締結後15日以内に共通仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に、<b>業務</b>計画書を作成し、調査職員に協議し提出しなければならない。</p> <p>2 <b>作業業務</b>計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。[以降、略]  3 受注者は、<b>業務</b>計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にした上で、その都度調査職員に変更 <b>業務</b>計画書を提出しなければならない。  4 受注者は、調査職員が指示した事項については、更に詳細な <b>業務</b>計画に係る資料を提出しなければならない。  5 受注者は、第1項の <b>業務</b>計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。</p> <p><b>第42条 ～ 第45条 [略]</b></p> <p><b>第46条 建物等の計測</b>  建物及び工作物の調査において、長さ、高さ等の計測単位は、メートルを基本とし、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）とする。  ただし、排水管等の長さ等で小数点以下第2位の計測が困難なものは、この限りでない。</p> <p>2～3 [略]  4 立竹木の計測単位は、<b>次の各号</b>によるものとする。  <del>(1) 根本周囲、胸高直径は、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。</del>  <del>(2) 枝幅、樹高は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。ただし、庭木等のうち株物類、玉物類、特殊樹及び生垣用木については、センチメートル（小数点以下第1位四捨五入）とする。</del></p> <p>5 <del>芝、地被類、草花等、</del>立毛（農作物）か植<b>[新設]</b>込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）<b>[新設]</b>とする。</p> <p><b>第47条 ～ 第55条 [略]</b></p> <p><b>第56条 墓地管理者等の調査</b>  墓地管理者等の調査は、<del>調査区域内に存する墓地又は墳墓の権利関係について、次の各号</del>により行うものとする。  <del>(1) 墓地の所有者及び管理者（以下「墓地管理者」という。）の調査</del>  <del>墓地管理者の調査は、土地の登記記録の調査及び市町職員、集落の代表者等、寺院の代表役員等からの聞き取りによる。</del>  <del>この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人登記簿等により次に掲げる事項を調査する。</del></p> <p>① <del>名称</del>  ② <del>事務所の所在地</del>  ③ <del>包括団体の名称及び宗教法人・非宗教法人の別</del>  ④ <del>代表権を有する者の氏名、住所及び資格</del>  ⑤ <del>財産処分等に関する規則がある場合は、その事項</del>  ⑥ <del>永代使用料（入壇志納金）に関する事項</del></p>

改正後 (R1.10 改正)	現 行
<p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p><b>第57条 土地利用履歴等の調査</b>  土地利用履歴等の調査とは、取得又は使用の対象となる土地に係る土壌汚染状況調査の実施の要否を判定するための業務であり、<b>土地利用履歴要領</b>により行うものとする。</p> <p><b>第58条 [略]</b></p> <p><b>第59条 調査書の作成</b>  第53条から第<b>55</b>条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表、建物の登記記録調査表、及び権利者調査表に所定の事項を記載するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p><b>3 墓地管理者等の調査表は、第45条の調査結果を基に改葬等要領により作成するものとする。</b></p> <p><b>4 土地利用履歴等の調査表は、第57条の結果を基に<b>土地利用履歴要領</b>により作成するものとする。</b></p> <p><b>第60条 用地測量</b>  用地測量とは、土地及び境界等について調査し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成する作業をいい、原則として、香川県土地改良事業測量作業規程（平成28年7月5日付け承認番号国国地第45号）（以下「測量作業規程」という。）によるほか、以下第58条から第77条により行うものとする。</p> <p><b>第61条 公共用地境界の打合せ</b>  調査区域内に国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条の規定に基づき、<b>部局等の長</b>が管理する国有財産が存するとき又は公共物管理者等が管理する土地が存するときは、<b>部局等の長</b>又は公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について調査職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。</p> <p><b>第62条 資料の作成及び立会い</b>  受注者は、前条の打合せの結果を調査職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。</p> <p>2 <b>部局等の長</b>又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものと</p>	<p><del>⑦ その他必要と認める事項</del></p> <p><del>(2) 墓地使用（祭祀）者の調査</del></p> <p><del>① 墓地使用者の画地ごとに、墓地管理者等から墓地の使用（祭祀）者の氏名、住所等について聴取する。</del>  この場合において、墓地の使用者から維持・管理の委任を受けている者がいるとき又は墓地使用名義人と現実の使用（祭祀を主宰する者）が異なっている場合には、その原因と受任者、承継人等の氏名及び住所を調査する。</p> <p><del>② それぞれの墓地の画地については、前号の調査を基に墓地管理者と協議し、墓地の使用（祭祀）者を確認する。</del></p> <p><del>(3) 墓地使用（祭祀）者単位の霊名簿（過去帳）の調査</del>  前2号で確定した墓地使用（祭祀）者（未確認のものを含む。）を単位として、墓地管理者が管理する霊名簿（過去帳）及び墓地使用（祭祀）者から次に掲げる事項を聴取する。</p> <p><del>① 法名（戒名）</del></p> <p><del>② 俗名、性別及び享年</del></p> <p><del>③ 死亡年月日</del></p> <p><del>④ 火葬、土葬の区分</del></p> <p><del>⑤ 墓地使用者単位の霊数</del></p> <p><del>⑥ その他必要と認める事項</del></p> <p><b>第57条 土地利用履歴等の調査</b>  土地利用履歴等の調査とは、取得又は使用の対象となる土地に係る土壌汚染状況調査の実施の要否を判定するための業務であり、<del>土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領（平成27年3月31日付け26農振第2-274号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「土地利用履歴等調査要領」という。）</del>により行うものとする。</p> <p><b>第58条 [略]</b></p> <p><b>第59条 調査書の作成</b>  第53条から第<b>56</b>条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表、建物の登記記録調査表、<b>[新設]</b>権利者調査表、<del>墓地管理者調査表及び墓地使用（祭祀）者調査表</del>に所定の事項を記載するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p><b>[新設]</b></p> <p><del>3</del> 土地利用履歴等の調査表は、第57条の結果を基に<b>土地利用履歴等調査要領</b>により作成するものとする。</p> <p><b>第60条 用地測量</b>  用地測量とは、土地及び境界等について調査し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成する作業をいい、原則として、香川県土地改良事業測量作業規程（平成25年6月17日付け承認番号国国地第73号）（以下「測量作業規程」という。）によるほか、以下第58条から第77条により行うものとする。</p> <p><b>第61条 公共用地境界の打合せ</b>  調査区域内に国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条の規定に基づき、<b>部局長</b>が管理する国有財産が存するとき又は公共物管理者等が管理する土地が存するときは、<b>部局長</b>又は公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について調査職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。</p> <p><b>第62条 資料の作成及び立会い</b>  受注者は、前条の打合せの結果を調査職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。</p> <p>2 <b>部局長</b>又は公共物管理者等が現地において公共用地境界確定作業を行うときは、それらの作業を補助するものと</p>

改正後 (R1.10 改正)	現 行
<p>する。</p> <p>3 前条の打合せの結果、第58条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、<b>部局等の長</b>又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。</p> <p>この場合、必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第66条第2項に準じた同意を得るものとする。</p> <p><b>第88条 木造建物</b></p> <p>木造建物〔I〕の調査は、別に定める<b>建物要領別添一木造建物調査積算要領</b>（以下「木造建物要領」という。）に準じて行うものとする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p><b>第89条～第90条 [略]</b></p> <p><b>第91条 機械設備</b></p> <p>機械設備の調査は、別に定める<b>機械設備要領</b>に準じて行うものとする。</p> <p>なお、現地調査等を行うに当たっては、事前に調査職員と協議し、調査の実施について必要な指示を受けるものとする。</p> <p><b>第92条 [略]</b></p> <p><b>第93条 附帯工作物</b></p> <p>附帯工作物の調査は、別に定める<b>附帯工作物要領</b>に準じて行うものとする。</p> <p><b>第94条 [略]</b></p> <p><b>第95条 墳墓</b></p> <p>墳墓の調査は、<b>改葬等要領</b>により行うものとする。</p> <p>(1) [削除]</p> <p>(2) [削除]</p> <p>(3) [削除]</p> <p>(4) [削除]</p> <p>(5) [削除]</p> <p>(6) [削除]</p> <p>(7) [削除]</p> <p><b>第96条 立竹木等</b></p> <p>立竹木等の調査は、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1) 立竹木の調査は、立竹木要領による。</p> <p>① [削除]</p>	<p>3 前条の打合せの結果、第58条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、<b>部局長</b>又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。</p> <p>この場合、必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第66条第2項に準じた同意を得るものとする。</p> <p><b>第88条 木造建物</b></p> <p>木造建物〔I〕の調査は、別に定める<b>建物要領 建物移転料算定要領（平成28年3月31日付け27農振第2406号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。（以下「建物要領」という。））</b>別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）に準じて行うものとする。</p> <p>2～3 [略]</p> <p><b>第89条～第90条 [略]</b></p> <p><b>第91条 機械設備</b></p> <p>機械設備の調査は、別に定める<b>機械設備調査算定要領（平成27年3月31日付け26農振第2272号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「機械設備要領」という。）</b>に準じて行うものとする。</p> <p>なお、現地調査等を行うに当たっては、事前に調査職員と協議し、調査の実施について必要な指示を受けるものとする。</p> <p><b>第92条 [略]</b></p> <p><b>第93条 附帯工作物</b></p> <p>附帯工作物の調査は、別に定める<b>附帯工作物調査算定要領（平成27年3月31日付け26農振第2273号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「附帯工作物要領」という。）</b>に準じて行うものとする。</p> <p><b>第94条 [略]</b></p> <p><b>第95条 墳墓</b></p> <p>墳墓の調査は、<b>次の各号について</b>行うものとする。</p> <p><del>（1） 墓地の配置の状況、墓地使用者（祭祀者のこと。以下同じ。）ごとの画地及び通路等の配置の状況。</del></p> <p><del>配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て平板測量により行う。</del></p> <p><del>ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。</del></p> <p><del>（2） 墓地使用者ごとの墓石の形状、寸法、構造及び種類</del></p> <p><del>（3） 墓地使用者ごとの墓誌等の形状、寸法及び種類</del></p> <p><del>（4） 墓地使用者ごとのカロートの形状、寸法及び種類（石造又はコンクリート造）。</del></p> <p><del>不可視部分については、墓地使用者又は墓地管理者からその状況を聴取する。</del></p> <p><del>（5） 墓地使用者ごとのその他の石積、囲障、立竹木等の種類、形状、寸法及び数量</del></p> <p><del>（6） その他補償額の算定に必要なと認められる事項</del></p> <p><del>（7） 墓地及び墳墓の概要が把握できる写真の撮影</del></p> <p><b>第96条 立竹木等</b></p> <p>立竹木等の調査は、<b>「別記1」表3の区分ごとに、各地区用地対策連絡協議会等が定める調査要領等（※「参考6」立竹木調査積算要領）及び</b>次の各号により行うものとする。</p> <p>(1) 立竹木の調査は、立竹木要領による。庭木等（観賞樹、効用樹及び風致木等）の調査</p> <p><del>① 権利者の画地ごとに立木の位置を調査する。</del></p> <p><del>当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するととも</del></p>

② [削除]

~~に番号(寄植及び連植であって同樹種、同寸法の場合は、同番号とする。)を付す。~~

~~② 立木については、樹種名、根本周囲、幹周、胸高直径、枝幅、樹高、管理の状況(表1の判定基準による区分)等を調査する。~~

表1 ~~管理状況の判定基準~~

<del>判 定 基 準</del>	<del>区 分</del>
<del>年2回程度以上の手入れ(剪定)が行われ樹型が整っているもの</del>	<del>良い</del>
<del>年1回程度の手入れ(剪定)を行っているもの</del>	<del>やや良い</del>
<del>上記以外のもの</del>	<del>普通</del>

③ [削除]

~~③ 観賞用竹(ほていちく、きんめいちく、なりひらたけ、かんちく等)については、5本程度を1株として、その位置を①の図面に表示するとともに番号を付す。~~

④ [削除]

~~④ 芝、地被類、草花等については、植込みの面積を調査する。~~

~~(2) 用材林立木の調査~~

(2) [削除]

~~① 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林齢(又は植林年次)、人工林・天然生林の別、調査対象の土地1ヘクタール当たりの植栽本数、管理の状況(表2の判定基準による区分)等を調査する。~~

表2 ~~用材林の管理状況の判定基準~~

<del>判 定 基 準</del>	<del>区 分</del>
<del>管理(間伐等)を施しており適正な立木密度が確定されている山林</del>	<del>適 正</del>
<del>概ね10年以上、管理(間伐等)を施しておらず、適正な立木密度が確保されていない山林(下刈り、枝打ち等が充分に行われていない状況であって1ヘクタール当たりの植栽本数が2齢級以前の適正本数よりも上回っている状況)</del>	<del>未管理</del>

~~② 調査職員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、次により行う。~~

~~ア 権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。~~

~~ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況及び植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。~~

~~イ アで定めた区域内で最も標準と認められる範囲(標準地)1,000平方メートル程度を定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び樹令(又は植林年次)を調査する。~~

~~なお、アで定めた区域が5,000平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の10パーセント程度をもって行う。~~

(3) [削除]

~~(3) 薪炭林立木の調査~~

~~前号用材林立木の調査に準じて行う。~~

(4) [削除]

~~(4) 収穫樹の調査~~

~~樹種、胸高直径、幹周、樹高、樹齢(又は植付年次)、管理の状況等を調査する。~~

~~また、樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第93条の例により調査する。~~

(5) [削除]

~~(5) 竹林の調査~~

~~① 権利者ごとに竹林として取り扱うことが相当と認められる区域を決定する。~~

改正後 (R1.10 改正)	現 行
<p>(6) [削除]</p> <p>(7) [削除]</p> <p>(8) [削除]</p> <p>(2) 立毛 (農作物) は、権利者ごとに水稻、陸稲、麦類、いも類、豆類、野菜、工芸作物及びその他の農作物(以下「農作物」という。)として取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、その区域に栽培されている農作物について、栽培形態等を調査する。</p> <p>(9) [削除]</p> <p><b>第97条 石綿</b> 建物等に石綿が含有されている場合の調査は、別に定める石綿要領に準じて行うものとする。</p> <p><b>第2節 調査書等の作成</b> <b>第98条～第105条 [略]</b> <b>第106条 庭園</b> 庭園の調査書は、第94条の調査結果を基に庭園工作物は附帯工作物要領に定める調査表、庭園立竹木は立竹木要領に定める調査表を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。</p> <p><b>第107条 墳墓</b> 墳墓の図面及び調査書は、第95条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p>2 [削除]</p> <p>3 [削除]</p> <p><b>第108条 立竹木等</b> 立竹木[削除]の図面及び調査書は、第96条の調査結果を基に立竹木要領により作成するものとする。</p> <p>2 [削除]</p>	<p><del>この場合において、箭の収穫を目的としているものとその他のものとに区分する。</del></p> <p><del>② ①で定めた区域内で最も標準と認められる範囲 (標準地) 500平方メートル程度を定め、当該範囲内にある品種、本数及び胸高直径 (箭を目的とするものを除く。) 並びに箭の収穫を目的とするものによっては、その管理の状況等を調査する。</del></p> <p><del>(6) 苗木 (植木畑) の調査</del> 権利者ごとに苗木 (植木畑) として取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、植栽されている苗木について、同樹種、同寸法のものごとに樹種名、根本周囲、胸高直径、枝幅、樹高、本数、樹齢 (育生年数) 及び管理の状況を調査する。</p> <p><del>この場合において、同樹種、同寸法のもので大規模に植栽されている場合には、第2号②の標準地調査の例により行うことができる。</del></p> <p><del>(7) その他の立木の調査</del> <del>立木の存する位置、樹種等により第1号から第6号の調査に準じて行う。</del></p> <p><del>(8) 立毛 (農作物)</del></p> <p>(2) [新設]、権利者ごとに水稻、陸稲、麦類、いも類、豆類、野菜、工芸作物及びその他の農作物(以下「農作物」という。)として取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、その区域に栽培されている農作物について、栽培形態等を調査する。</p> <p><del>(9) 権利者の画地ごとの代表的な立竹木等 (標準地調査の場合は、標準地の立竹木等の概要が把握できるもの) の写真の撮影を行う。</del></p> <p><b>第97条 石綿</b> 建物等に石綿が含有されている場合の調査は、<del>「石綿調査算定要領」(平成27年3月31日付け26農振第2275号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「石綿要領」という。)</del>に準じて行うものとする。</p> <p><b>第2節 調査書等の作成</b> <b>第98条～第105条 [略]</b> <b>第106条 庭園</b> 庭園の調査書は、第94条の調査結果を基に <del>工作物調査表及び立竹木調査表</del>を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。</p> <p><b>第107条 墳墓</b> 墳墓の図面及び調査書は、第95条の調査結果を基に作成するものとする。</p> <p><del>2 図面は、次の各号により作成するものとする。</del></p> <p><del>(1) 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にする。</del></p> <p><del>(2) 墓地使用者の画地ごとに番号を付す。</del></p> <p><del>(3) 土地の取得等の予定線を記入する。</del></p> <p><del>3 調査書は、工作物調査表、立竹木調査表及び墳墓調査表を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。</del></p> <p><b>第108条 立竹木等</b> 立竹木 <del>等</del>の図面及び調査書は、第96条の調査結果を基に[新設]作成するものとする。</p> <p><del>2 第96条第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載</del></p>

改正後 (R1.10 改正)	現 行
<p>2 立毛の調査書は、<del>削除</del> 「立毛調査表」(別記様式第14号)を用いて作成するものとする。</p> <p><b>第109条 [略]</b>  <b>第3節 算定</b>  <b>第110条 移転先の検討</b>  工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの(以下「大規模工場等」という。)以外の建物等を移転する必要があり、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合<del>削除</del>には、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからエまでの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。</p> <p>なお、大規模工場等の建物を移転する必要があり、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第10章移転工法案の検討により行うものとする。</p> <p>一 移転想定配置図(縮尺100分の1～500分の1程度)  二 有形的・機能的・法制的検討を行った資料(検討概要書)</p> <p>2 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物(以下「照応建物」という。)の推定建築費は、<del>策定した建物計画案に基づき、概算額により積算に必要となる、平面図<del>削除</del>立面図等</del>はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。</p> <p>なお、調査職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。</p> <p><b>第111条～第114条 [略]</b>  <b>第115条 照応建物の詳細設計</b>  第110条第2項の照応建物の推定建築費の概算額により第110条第1項の検討を行った場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>2 前項の協議により照応建物によることが妥当と判断された場合における照応建物の推定建築費の積算又は第110条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。</p> <p>(1) 照応建物についての計画概要表  (2) 面積比較表</p> <p><b>第116条～第119条 [略]</b>  <b>第120条 墳墓</b>  墳墓の補償額の算定は、第107条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討した上で、<del>改葬等要領により</del>行うものとする。</p> <p><b>第121条 [略]</b></p>	<p><del>するものとする。</del></p> <p><del>—(1) 標準地の位置及び面積</del>  <del>—(2) 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲及び面積</del></p> <p>2-3 立毛の調査書は、<del>立竹木調査表を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。</del></p> <p><del>ただし、用材林及び薪炭林については、用材林調査表を、立毛は</del>「立毛調査表」<b>[新設]</b>を用いて作成するものとする。</p> <p><b>第109条 [略]</b>  <b>第3節 算定</b>  <b>第110条 移転先の検討</b>  <b>[新設]</b>建物等を移転する必要があり、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合<del>(第9章移転工法の検討に該当するものを除く。)</del>には、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからエまでの要件に該当するか否かの検討を <b>[新設]</b>するものとする。</p> <p><b>[新設]</b></p> <p>2 前項の検討に当たり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物(以下「照応建物」という。)の推定建築費は、<b>[新設]</b>概算額によるものとし、<del>平面図及び立面図</del><b>[新設]</b>はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。</p> <p>なお、調査職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。</p> <p><b>第111条～第114条 [略]</b>  <b>第115条 照応建物の詳細設計</b>  <b>[新設]</b></p> <p>2 <b>[新設]</b> 第110条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。</p> <p>(1) 照応建物についての計画概要表  (2) 面積比較表</p> <p><b>第116条～第119条 [略]</b>  <b>第120条 墳墓</b>  墳墓の補償額の算定は、第107条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討し、<del>改葬費を併せて</del>行うものとする。</p> <p><b>第121条 [略]</b></p>

改正後 (R1.10 改正)	現 行
<p><b>第7章 営業その他の調査</b></p> <p><b>第1節 調査</b></p> <p><b>第122条～第124条 [略]</b></p> <p><b>第125条 動産に関する調査</b></p> <p>動産に関する調査は、<b>動産要領により</b>行うものとする。</p> <p><del>[削除]</del></p> <p><del>[削除]</del></p> <p><del>[削除]</del></p> <p><del>[削除]</del></p> <p><del>[削除]</del></p> <p><b>第2節 調査書の作成</b></p> <p><b>第126条 調査書の作成</b></p> <p>営業に関する調査書は、<b>第123条の調査結果を基に営業調査表</b>に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p><del>[削除]</del></p> <p><del>[削除]</del></p> <p><del>[削除]</del></p> <p>2 居住者等に関する調査書は、<b>第116条の調査結果を基に居住者調査表</b>に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p>3 動産に関する調査書は、<b>前条の調査結果を基に動産要領</b>により作成するものとする。</p> <p><b>第3節 算定</b></p> <p><b>第127条 補償額の算定</b></p> <p>営業に関する補償額の算定は、調査職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 動産移転料の算定は、前条<b>第3項</b>で作成した<b>資料</b>を基に<b>動産要領により</b>行うものとする。</p> <p>この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。</p> <p><b>第8章 消費税等調査</b></p> <p><b>第128条～第130条 [略]</b></p> <p><b>第9章 予備調査</b></p> <p><b>第1節 調査</b></p> <p><b>第131条 予備調査</b></p> <p>予備調査は、<b>大規模工場等</b>の敷地（土地）の一部が取得等の対象となる場合において、現状の機能を構内（残地）において回復させることの検討が必要であると認められるときに、当該<b>大規模工場等</b>の使用実態、建物等の影響の範囲及び想定される移転計画（レイアウト）の概略を予め把握するために行う調査とする。</p>	<p><b>第7章 営業その他の調査</b></p> <p><b>第1節 調査</b></p> <p><b>第122条～第124条 [略]</b></p> <p><b>第125条 動産に関する調査</b></p> <p>動産に関する調査は、<del>世帯ごとに次の各号に掲げる事項について</del>行うものとする。</p> <p><del>（1）動産の所在地所有者の氏名等及び住所等（建物番号及び室番号）</del></p> <p><del>（2）所有者の氏名等及び住所等動産の所在地</del></p> <p><del>（3）住居又は店舗等の占有面積及び収容状況</del></p> <p><del>ピアノ、美術品、金庫等で特別な取扱いを必要とするものについては、個別に調査する。</del></p> <p><del>（4）一般動産については、品目、形状、寸法、容量及び重量及び数量又は体積</del></p> <p><del>（5）その他必要と認める事項</del></p> <p><b>第2節 調査書の作成</b></p> <p><b>第126条 調査書の作成</b></p> <p><del>前3条の調査に係る</del>調査書は、<del>次に掲げる調査表</del>に所定の事項を記載することにより作成するものとする。</p> <p><del>（1）営業調査表</del></p> <p><del>（2）居住者等調査表</del></p> <p><del>（3）動産調査表</del></p> <p>2 <b>[新設]</b></p> <p>3 <b>[新設]</b></p> <p><b>第3節 算定</b></p> <p><b>第127条 補償額の算定</b></p> <p>営業に関する補償額の算定は、調査職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 動産移転料の算定は、前条<b>[新設]</b>で作成した <b>調査書</b>を基に<b>[新設]</b>行うものとする。</p> <p>この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積を徴するものとする。</p> <p><b>第8章 消費税等調査</b></p> <p><b>第128条～第130条 [略]</b></p> <p><b>第9章 予備調査</b></p> <p><b>第1節 調査</b></p> <p><b>第131条 予備調査</b></p> <p>予備調査は、<del>工場、店舗、営業所、ドライブイン、コンビニエンスストア、パチンコ店、ガソリンスタンド、ゴルフ練習場等で大規模なもの（以下「工場等」という。）</del>の敷地（土地）の一部が取得等の対象となる場合において、現状の機能を構内（残地）において回復させることの検討が必要であると認められるときに、当該<b>[新設]</b>工場等の使用実態、建物等の影</p>



改正後 (R1.10 改正)	現 行
<p><b>第132条 企業内容等の調査</b>  予備調査に係る<b>大規模</b>工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。  (1)～(3) [略]  (4) 他に<b>大規模</b>工場等を有している場合には、他<b>大規模</b>工場等と当該<b>大規模</b>工場等との関係  (5)～(8) [略]</p> <p><b>第133条 敷地使用実態の調査</b>  予備調査に係る<b>大規模</b>工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。  (1)～(7) [略]</p> <p><b>第134条～第135条 [略]</b></p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p><b>第136条 [略]</b></p> <p><b>第137条 配置図</b>  予備調査に係る<b>大規模</b>工場等の配置図は、当該<b>大規模</b>工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第133条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。  ただし、当該<b>大規模</b>工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。  (1)～(3) [略]</p> <p><b>第138条 建物、機械設備等の図面作成</b>  予備調査に係る<b>大規模</b>工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。</p> <p><b>第139条～第140条 [略]</b></p> <p>第10章 移転工法案の検討等</p> <p>第1節 調査</p> <p><b>第141条 移転工法案の検討</b>  移転工法案の検討とは、<b>大規模</b>工場等で当該敷地（土地）の一部が取得等の対象となる場合において、当該<b>敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を</b>残地において回復するための通常妥当とする移転方法等の案を検討することをいう。</p> <p><b>第142条 企業内容等の調査</b>  <b>大規模</b>工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。  ただし、第136条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。  (1)～(3) [略]  (4) 他に工場等を有している場合には、他<b>大規模</b>工場等と当該<b>大規模</b>工場等との関係  (5)～(8) [略]</p> <p><b>第143条 敷地使用実態の調査</b>  <b>大規模</b>工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。  ただし、第133条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。  (1)～(7) [略]</p>	<p>響の範囲及び想定される移転計画（レイアウト）の概略を予め把握するために行う調査とする。</p> <p><b>第132条 企業内容等の調査</b>  予備調査に係る<b>[新設]</b>工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。  (1)～(3) [略]  (4) 他に<b>[新設]</b>工場等を有している場合には、他<b>[新設]</b>工場等と当該<b>[新設]</b>工場等との関係  (5)～(8) [略]</p> <p><b>第133条 敷地使用実態の調査</b>  予備調査に係る<b>[新設]</b>工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。  (1)～(7) [略]</p> <p><b>第134条～第135条 [略]</b></p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p><b>第136条 [略]</b></p> <p><b>第137条 配置図</b>  予備調査に係る<b>[新設]</b>工場等の配置図は、当該<b>[新設]</b>工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第133条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。  ただし、当該<b>[新設]</b>工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。  (1)～(3) [略]</p> <p><b>第138条 建物、機械設備等の図面作成</b>  予備調査に係る<b>[新設]</b>工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。</p> <p><b>第139条～第140条 [略]</b></p> <p>第10章 移転工法案の検討等</p> <p>第1節 調査</p> <p><b>第141条 移転工法案の検討</b>  移転工法案の検討とは、<b>[新設]</b>工場等で当該敷地（土地）の一部が取得等の対象となる場合において、当該<b>工事等の企業内容及び敷地使用実態などを調査した上で、現状の機能を構内（残地）において回復させる敷地内工法の移転工法案の作成を行う</b>ことをいう。</p> <p><b>第142条 企業内容等の調査</b>  <b>[新設]</b>工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。  ただし、第136条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。  (1)～(3) [略]  (4) 他に工場等を有している場合には、他<b>[新設]</b>工場等と当該<b>[新設]</b>工場<b>[新設]</b>との関係  (5)～(8) [略]</p> <p><b>第143条 敷地使用実態の調査</b>  <b>[新設]</b>工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。  ただし、第133条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。  (1)～(7) [略]</p>

改正後 (R1.10 改正)	現 行
<p>第2節 調査書等の作成</p> <p>第144条 [略]</p> <p>第145条 移転工法案の作成</p> <p>大規模工場等の移転工法案は、第86条から第94条まで、第96条、第142条及び第143条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。</p> <p>この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第146条 [略]</p> <p>第11章 再算定業務</p> <p>第147条 [略]</p> <p>第148条 再算定の方法</p> <p>建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び補償額の算定方法により行うものとする。</p> <p>(1) 補償額の算定項目、算定方法等に係る要綱、運用方針又は調査算定要領等が改正されている場合には、改正後の要綱等により算定する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>第12章 土地評価</p> <p>第149条～第154条 [略]</p> <p>第13章 補償説明</p> <p>第155条～第158条 [略]</p> <p>第159条 記録簿の作成</p> <p>受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿に記載するものとする。</p> <p>第160条 [略]</p> <p>第14章 地盤変動影響調査等</p> <p>第1節 調査</p> <p>第161条 [略]</p> <p>第162条 調査</p> <p>地盤変動影響調査は、地盤変動要領に準じて行うものとする。</p> <p>第163条 [略]</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>第164条 費用負担額の算定</p> <p>損害等が生じた建物等の費用負担の算定は、地盤変動要領により行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第15章 費用負担の説明</p>	<p>第2節 調査書等の作成</p> <p>第144条 [略]</p> <p>第145条 移転工法案の作成</p> <p><b>[新設]</b>工場等の移転工法案は、第86条から第94条まで、第96条、第142条及び第143条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。</p> <p>この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第146条 [略]</p> <p>第11章 再算定業務</p> <p>第147条 [略]</p> <p>第148条 再算定の方法</p> <p>建物等の補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び補償額の算定方法により行うものとする。</p> <p>(1) 補償額の算定項目、算定方法等に係る要綱、運用方針又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の要綱等により算定する。</p> <p>(2) [略]</p> <p>第12章 土地評価</p> <p>第149条～第154条 [略]</p> <p>第13章 補償説明</p> <p>第155条～第158条 [略]</p> <p>第159条 記録簿の作成</p> <p>受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を<b>[新設]</b>記録簿に記載するものとする。</p> <p>第160条 [略]</p> <p>第14章 地盤変動影響調査等</p> <p>第1節 調査</p> <p>第161条 [略]</p> <p>第162条 調査</p> <p>地盤変動影響調査は、<del>別に定める地盤変動影響調査算定要領(平成27年3月31日付け2-6農振第2-2-7-6号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知)</del>に準じて行うものとする。</p> <p>第163条 [略]</p> <p>第2節 調査書等の作成</p> <p>第164条 費用負担額の算定</p> <p>損害等が生じた建物等の費用負担の算定は、<b>地盤変動影響調査算定要領</b>により行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第15章 費用負担の説明</p>

改正後 (R1.10 改正)	現 行
<p>第165条～第168条 [略]</p> <p>第169条 記録簿の作成 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿に記載するものとする。</p> <p>第170条 [略]</p> <p>第16章 騒音等調査</p> <p>第171条～第172条 [略]</p> <p>第17章 事業認定申請図書等の作成</p> <p>第173条～第185条 [略]</p> <p>第18章 物件調書の作成</p> <p>第186条 [略]</p> <p>第19章 保安林解除等申請図書の作成</p> <p>第187条～第190条 [略]</p> <p>第20章 完了図書の作成</p> <p>第191条～第193条 [略]</p> <p>第21章 内水面漁業権等調査</p> <p>第194条～第195条 [略]</p> <p>第22章 写真台帳の作成</p> <p>第196条 写真台帳の作成 受注者は、第6章、第7章、第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて次の各号に定めるところにより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、<del>削除</del>動産の種類、形状、収容状況等が容易にわかるものとする。</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>(6) 第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、<del>地盤変動要領</del>により行う。</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>第165条～第168条 [略]</p> <p>第169条 記録簿の作成 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を<del>新設</del>記録簿に記載するものとする。</p> <p>第170条 [略]</p> <p>第16章 騒音等調査</p> <p>第171条～第172条 [略]</p> <p>第17章 事業認定申請図書等の作成</p> <p>第173条～第185条 [略]</p> <p>第18章 物件調書の作成</p> <p>第186条 [略]</p> <p>第19章 保安林解除等申請図書の作成</p> <p>第187条～第190条 [略]</p> <p>第20章 完了図書の作成</p> <p>第191条～第193条 [略]</p> <p>第21章 内水面漁業権等調査</p> <p>第194条～第195条 [略]</p> <p>第22章 写真台帳の作成</p> <p>第196条 写真台帳の作成 受注者は、第6章、第7章、第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて次の各号に定めるところにより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、<del>第1-2-5条第3号及び第4号の</del>動産の種類<del>新設</del>等が容易にわかるものとする。</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>(6) 第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、<del>地盤変動影響調査算定要領</del>により行う。</p> <p>2～4 [略]</p>